

公開版

## 平成28年度 教育委員会 第3回定例会 議案

1 日 時 平成28年5月11日（水）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第7号議案 教職員の懲戒処分 ...非

<非>第8号議案 教職員の懲戒処分 ...非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

### 第3回定例会 報告事項

| 番号       | 項目                  | Page |
|----------|---------------------|------|
| 1        | 県行財政改革推進委員会（学校給食関係） | 1    |
| 配付<br>報告 | 【情報提供】教職員サポートルームの開設 | 2    |

報告事項 1

平成 28 年 5 月 11 日

(件名)

県行財政改革推進委員会（学校給食関係）

（健康体育課）

平成 28 年 2 月 22 日に静岡県行財政改革推進委員会委員長より知事・教育長に手交された意見書への対応について、別添のとおり報告する。

## 配付報告【情報提供】

(件名)

平成 28 年 5 月 11 日

## 教職員サポートルームの開設

(教育総務課)

教職員が学校教育活動に専念できるよう、心身の健康づくりを支援する相談体制として教職員サポートルームを開設したので報告する。

| 項目                      | 内 容  |   |
|-------------------------|--|---|
| 名 称                     | 教職員サポートルーム   |   |
| 内 容                     | 教育活動に関する相談・支援  |   |
| 相 談 員                   | 教職経験者 3 名<br>・ 静東教育事務所 (小・中) 服部 文男 (はつとり ふみお)<br>・ 静西教育事務所 (小・中) 山口 里巳 (やまぐち さとみ)<br>・ 福利課 (県立・事務局) 藤田 則吉 (ふじた のりよし)   |   |
| 対 象                     | ・ 県立学校教職員<br>・ 小中学校教職員 (政令市除く)<br>・ 教育委員会事務局・教育機関職員  |   |
| 相 談 方 法                 | 指 定 面 談<br>(火、水、金)   | 新規採用 2 年目教員対象<br><5 月中旬から順次訪問予定>  |
|                         | 希 望 面 談<br>(火、水、金)   | 本人又は所属長からの依頼により実施   |
|                         | 電 話 相 談<br>(月、木)   | 正午～午後 5 時<br>・ 静東教育事務所 (055-939-5005)<br>・ 静西教育事務所 (0537-24-3600)<br>・ 福利課 (054-221-3311) |
| メ ー ル 相 談<br>(受信 24 時間) | 県教育委員会ホームページより相談受付<br>※教育総務課のページに「教職員サポートルーム<br>メール相談コーナー設置」<br><a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/soumutop.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/soumutop.html</a><br>5 月 13 日 (金) 開設予定 |   |

## 報告事項 1

平成 28 年 5 月 11 日

### 県行財政改革推進委員会意見書「学校給食関係」への対応について

(健康体育課)

#### 1 経緯

- 平成 26 年 9 月 “ふじのくに” 士民協働事業レビューにおいて「安心・安全な学校給食の提供」について議論
- 平成 27 年 9 月 県行財政改革推進委員会において議論
- ～28 年 2 月 \*第 3 回委員会～第 8 回委員会
- 平成 28 年
- 2 月 17 日 県行財政改革推進委員会意見書(案)を教育委員へ報告  
\*件名：「県行財政改革推進委員会（学校給食関係）について」
- 2 月 22 日 行財政改革推進委員会委員長から知事・教育長に意見書を手交  
\*17 日報告書の意見書(案)と変更なし
- 4 月 20 日 教育委員会委員協議会で総合教育会議の議事とすることを報告
- 4 月 25 日 総合教育会議で意見交換

#### 2 意見書の概要

##### (1) 総括意見

- ・ 学校給食の運用等、状況の変化を踏まえた抜本的な見直し
- ・ 理想とする学校給食を目指し、給食提供に対する責任の所在と使命の明確化
- ・ 食材調達や給食費管理について透明性・公平性の確保と公的関与の限定
- ・ 意見書への対応では県教育委員会のリーダーシップの発揮と市町への指導
- ・ 県学校給食会が自ら改革に取り組むよう、県教育委員会が働きかける
- ・ 食の安全確保など山積する課題解決に向けて保護者との連携・協働の検討

##### (2) 具体的な改革意見

###### ア 給食費に関する透明性の確保

- ① 事業者の比較検討：食品の購入にあたって自由な競争を阻害する要因の排除
- ② 食品選定の委託等：食品選定等を委託する場合の透明性・公平性の確保の徹底
- ③ 給食費の管理：給食費管理に係る保護者への説明責任や透明性の確保

###### イ 地元食材の活用

食育、地元食材の活用推進における県教育委員会のリーダーシップの発揮

###### ウ 学校給食における県学校給食会の役割

状況の変化に応じた学校給食供給等の在り方と学校給食会の役割の再検討

###### エ その他

献立作成や食品選定の委員会の設置、調理受託者の研修参加への配慮等

### 3 スケジュール

#### (1) 教育委員会の取組

##### ア ガイドラインの作成

- ・ 食材納入業者決定の手順、給食費の管理や学校給食の在り方について「静岡県学校給食のガイドライン（仮称）」を作成する
- ・ 28年9月までに作成、市町が平成29年度から活用できるようとする
- ・ 県立学校においては、取り組める項目から可能な限り前倒しで対応する

##### イ 静岡県学校給食会への対応

- ・ 28年度中に方針を検討し、支部の問題もあるため、市町等関係者と連携し働きかけを行っていく

#### (2) 行財政改革推進委員会への対応

##### 意見書への対応状況の報告

- ・ 進捗状況：随時
- ・ 検証：平成28年12月（第6回行革委員会）（予定）

#### <参考>

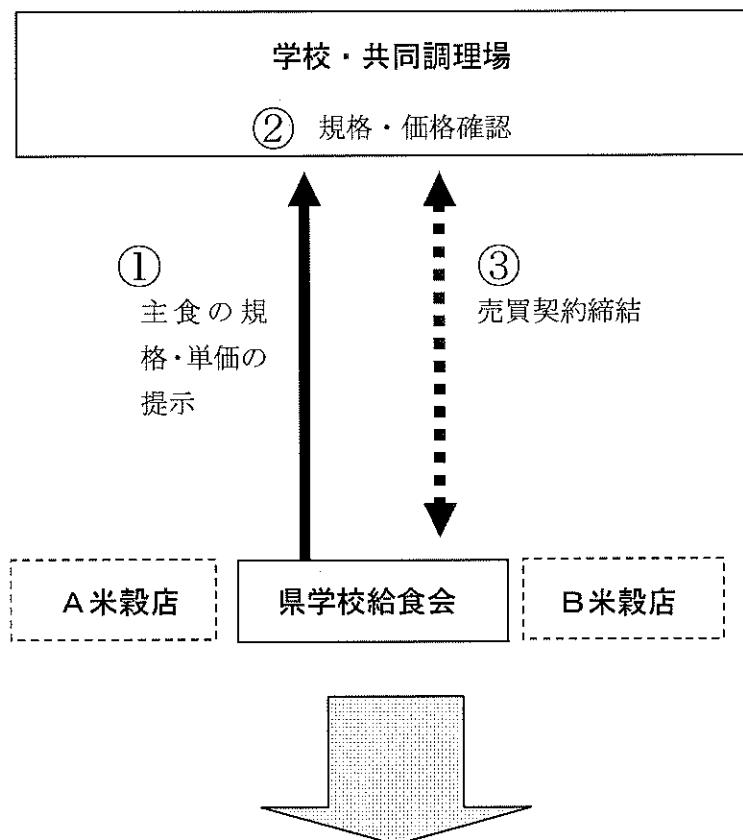
##### ○学校給食における責任の所在

|      |  |              |
|------|--|--------------|
| 第4条  | 学校給食が実施されるよう努める  | 学校設置者        |
| 第5条  | 学校給食の普及と健全な発達を図るよう努める  | 国・地方公共団体     |
| 第8条  | 学校給食実施基準を定める   | 文部科学大臣       |
|      | 学校給食実施基準に照らし適切な学校給食の実施に努める   | 学校設置者        |
| 第9条  | 学校給食衛生管理基準を定める   | 文部科学大臣       |
|      | 学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努める   | 学校設置者        |
|      | 衛生管理の改善措置又は設置者に申し出る  | 学校長又は共同調理場の長 |
| 第11条 | 給食実施に必要な施設及び設備に要する経費<br>給食の運営に要する政令で定める経費<br>・従事する職員の人工費、施設・設備の修繕費 | 学校の設置者       |
|      | 設置者が負担する経費以外の学校給食費   | 保護者          |

## 課題の整理

### 1 食材発注の透明性（主食の場合）

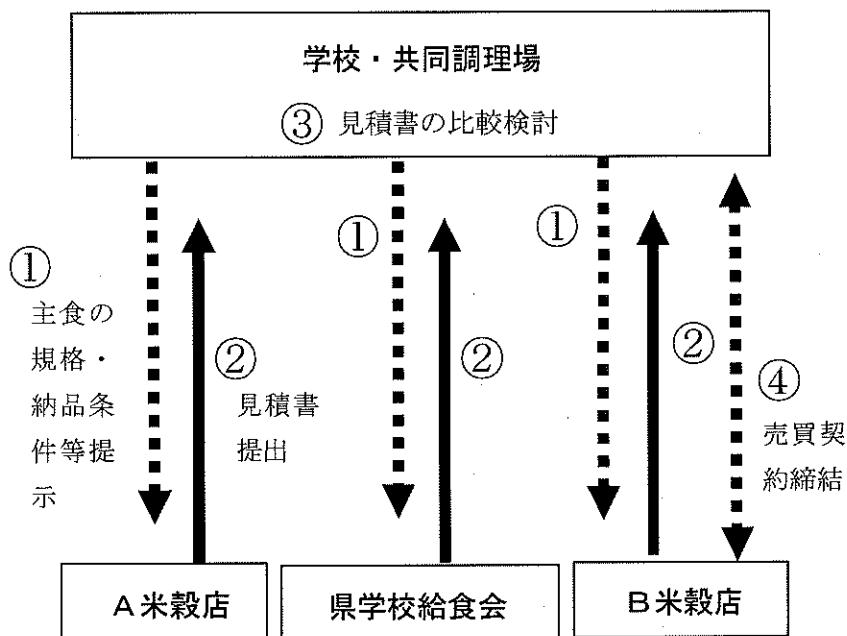
(現状)



- ・比較していないため、規格・価格の妥当性が確認できない。
- ・県学校給食会からのみ購入する理由が明確とは言い難い。
- ・他業者に対して見積書提示の依頼をしていない。

⇒業者選定が不透明

(意見書対応後)



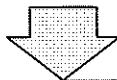
- ・納入希望業者に規格等を提示し、見積書提出を依頼。
- ・提出された見積書を比較検討し、納入業者を決定。

⇒透明性の確保

## 2 学校給食費会計

### (1) 会計方式の現状

| 公会計方式   | 私会計方式   |
|---|---|
| 地方公共団体が予算を調整し議決を受ける。<br>地方公共団体が保護者から給食費を徴収し、業者等から食材を購入して支払いを行う。 | 各学校の固有の会計制度による。<br>各学校等が保護者から給食費を徴収し、徴収した給食費の範囲内で食材を購入し、支払いを行う。 |



静岡県 公会計方式 15市町  
私会計方式 17市町  
公+私会計 3市町

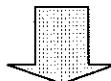
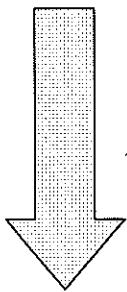


文部科学省では  
私会計方式を容認

### (2) 会計管理の課題と取組

#### 私会計方式の課題

- ・ 校長や教員、栄養職員等が徴収作業・会計作業を行わなければならない
- ・ 収入では口座振替だけでなく現金徴収もあるため、他の小口現金と分別して適切に管理することが困難
- ・ 保管及び支出においては一人の担当者が管理・支出することがあり、不正の発見が困難
- ・ 精算では行事の変更等による食数の増減や転入出などで精算が生じる場合、個々の調整が必要なため過誤が起きやすい



私会計方式を維持する場合

徴収・滞納処理、現金の管理や精算  
処理等法的・会計的な知識が必要  
↓  
基準・マニュアルの作成及び徹底

<課題>

- ・ 徴収管理をするため、システム構築が必要となる場合がある
- ・ 地方公共団体の予算が増え、細かい支出業務も増えることから財務部門の人的負担が増大する
- ・ 給食費の回収業務が地方公共団体の担当者に移り、徴収率の低下が危惧される

### 3 県学校給食会について

#### (1) 学校給食の経緯

|         |  |
|---------|--|
| 昭和 29 年 | 「学校給食法」が成立、公布  |
| 昭和 30 年 | 「日本学校給食会法」が制定公布、同会設立   |
| 昭和 31 年 | 日本学校給食会の学校給食用物資供給の相手方として、都道府県学校給食会が文部大臣によって指定される   |
| 昭和 46 年 | 学校給食用小麦粉の取扱いを、日本学校給食会が行うこととなる  |
| 昭和 51 年 | 学校給食制度上、正式に米飯給食が導入される<br>文部科学省体育局長通達「日本学校給食会が食糧庁から特別価格で買い入れた玄米等は、都道府県学校給食会を通して学校及び共同調理場へ供給する」(消費者米価から 35% 値引き) |
| 平成 8 年  | 学校給食用米穀取扱要領の一部改正により、値引率を段階的に縮小、平成 11 年度末で値引きを廃止  |
| 平成 12 年 | 学校給食用米穀値引き措置が廃止  |
| 平成 13 年 | 日本体育・学校健康センターの学校給食用米加工品、小麦粉、小麦加工品の取扱を平成 13 年度末で廃止  |

※平成 11 年度に「米飯」、平成 13 年度に「パン・めん」について、国の学校給食用物資の供給の相手方とした県学校給食会の指定を解除。⇒自由な物資の調達

#### (2) 組織

##### 【本部】

|       |     |
|-------|-----|
| 理事長   | (1) |
| 事務局長  | (1) |
| 事務局次長 | (1) |
| 総務課   | (2) |
| 物資課   |     |
| 基幹物資係 | (2) |
| 一般物資係 | (6) |
| 衛生管理係 | (1) |

計 14 名

##### 【沼津支部】

|       |     |
|-------|-----|
| 事務局長  | (1) |
| 経理係   | (2) |
| 物資係   | (1) |
| 計 4 名 |     |

##### 【浜松支部】

|       |     |
|-------|-----|
| 事務局長  | (1) |
| 経理係   | (2) |
| 物資係   | (4) |
| 計 7 名 |     |

※ 元教員は、沼津支部及び浜松支部の各事務局長 計 2 名のみである。

### (3) 県学校給食会の目的と事業

#### ア 学校給食の安定供給及び安全の確保に関する事業

- ・主食（米飯・パン・めん）一般物資（缶詰・冷凍食品等）の安定的な供給
- ・県学校給食会関連事業者に対する食品衛生管理研修会等の実施
- ・主食の品位検査や一般物資の理化学検査の実施

#### イ 学校給食の普及、充実及び食育の推進に関する事業

- ・学校栄養職員等を対象とした食品衛生研修会、調理研修会等の実施
- ・学校給食献立レプリカや年表パネル等食育教材の貸与

#### ウ 学校給食の情報及び資料の提供に関する事業

- ・ホームページや県学給だよりなどによる情報提供

### (4) 課題と対応

#### (課題)

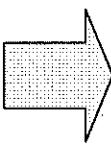
・県学校給食会の委託工場の選定に、県・市町教育委員会が関与し、県学校給食会から購入すべきという誤解を与えていた可能性がある。

(県・市町教育委員会の関与)  
委託工場選定委員会の委員として県学校給食会が委託する工場の資格審査を実施など

・県学校給食会の支部（沼津・浜松）は、納入業務を行いながら管理業務も行い、利益相反の疑いがある。

(沼津支部)  
食品納入業者の決定：沼津支部  
納入業者：県学校給食会ほか  
(浜松支部)  
給食納入業者登録：浜松支部  
納入業者決定：浜松市教委

#### (対応)

- 
- ・県学校給食会、関係市町教育委員会と連携し、必要な見直しを進めていく。
  - ・県学校給食会が自ら必要な改革を行うよう県学校給食会と連携し促していく。